

仕 様 書

1. 件 名
帯広運輸支局等機械警備業務請負契約

2. 警 備 対 象

| | | |
|---|-----|-------------------------|
| 1 | 所在地 | 帯広市西 19 条北 1 丁目 8 番 4 号 |
| | 対象物 | 北海道運輸局帯広運輸支局庁舎等 |
| 2 | 所在地 | 北見市東三輪 3 丁目 23 番地 2 |
| | 対象物 | 北海道運輸局北見運輸支局庁舎等 |
| 3 | 所在地 | 旭川市春光町 10 番地 |
| | 対象物 | 北海道運輸局旭川運輸支局庁舎等 |

3. 警 備 内 容
別紙警備計画書のとおり

4. 警 備 機 械

- (1) 2. 警備対象施設に対して、別紙警備計画書に基づく警備を確実に履行するための機械とする。
- (2) 契約期間が開始されても警備機械の設置が間に合わない場合は、人員警備とするなど、受託者の責任において対処すること。

5. 契 約 期 間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日

6. 「警備機械設置計画書」の提出

入札に参加する者は、警備機械設置計画書を提出し、当局の確認を受けなければならない。

計画作成に必要な庁舎等図面は入札参加者に配付する。

ただし、不落札となった者は速やかに返却すること。

提出先：北海道運輸局総務部会計課

7. 三者契約

本契約は独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部との三者契約となる。

8. 検 査 等

- (1) 運輸支局担当者は、本警備機械の設置状況について、問題なく稼働するか確認を行う。

- (2) 検査職員は、毎月の警備状況について、運輸支局担当者からの報告を受け検査を行う。

9. 連絡及び指示事項

- (1) 受注者は契約後遅滞なく本仕様書に関する事項等について、運輸支局担当職員と打ち合わせを行うこと。
- (2) 本仕様書に記載していない日本国の法令の規制を受けるものについては、その規制に従うこと。機械の納入、取付調整終了後にこれらの規制に接触することが判明した場合は、受注者の責任において速やかに改修を行うこと。
- (3) 警備機械に使用する機械や部品は日本工業規格又はこれと同等の規格品とすること。
- (4) 消耗品については、グリーン購入法に対応したものとする。
- (5) 警備機械の納入及び取付調整の実施に関連して、関係機関の承認、許可が必要となる場合は受注者においてその手続き等を行うこと。
- (6) 警備機械の納入及び取付調整の実施にあたり、既存の施設、物品等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において直ちにこれを復旧すること。
- (7) 受注者は、第三者の有する特許法、著作権法等の権利又は技術上の知識に関し、侵害することのないよう必要な措置を講ずること。
- (8) 作業に必要な資料は、当局業務に支障のない範囲において監督者の許可を得て貸与することが出来る。
- (9) 受注者及び作業実施者は、貸与した資料等の内容、作業上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (10) 北海道運輸局は、提出書類について受注者の了解なしにこれを複写、転載、使用できるものとする。
- (11) 受注者は、警備機械の取り付け調整完了後、機械の操作、取扱等に関する説明を実施すること。
- (12) 契約期間満了時における警備機械は、受注者が撤去すること。ただし、次期契約に内定している場合はその限りではない。

10. 運輸支局担当者

| 支局名 | 役職 |
|--------|--------------------|
| 帯広運輸支局 | 運輸企画専門官（企画担当） |
| 北見運輸支局 | 運輸企画専門官（企画担当） |
| 旭川運輸支局 | 首席運輸企画専門官付（総務企画担当） |

11. 検査職員

北海道運輸局総務部会計課 調度管財係長

警 備 計 画 書

第 1 条 警備対象

| | | |
|---|-----|-----------------|
| 1 | 所在地 | 帯広市西19条北1丁目8番4号 |
| | 対象物 | 北海道運輸局帯広運輸支局庁舎等 |
| 2 | 所在地 | 北見市東三輪3丁目23番地2 |
| | 対象物 | 北海道運輸局北見運輸支局庁舎等 |
| 3 | 所在地 | 旭川市春光町10番地 |
| | 対象物 | 北海道運輸局旭川運輸支局庁舎等 |

第 2 条 警備目的

この警備は対象物の火災・盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、委託者（運輸支局・独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部及び事務所を含む。以下同じ）の施設、物品の保全をはかり、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

第 3 条 警備任務

- 1 火災・盗難及び不良行為の拡大防止
- 2 事故確知時における関係先への通報連絡
- 3 事故報告書の提出

第 4 条 警備方法

機械警備

第 5 条 警備運営上の権限

委託者は受託者に対し警備業務遂行のため必要な警備上の権限を付与するものとする。

第 6 条 警備担当時間

平 日 17：15～翌 08：30

土曜・日曜・休日及び委託者の休日 08：30～翌 08：30

第 7 条 警備責任時間

委託者からの警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、委託者からの警報装置作動解除の信号を受けたときに終わる間の時間とする。

第 8 条 警備実施要領

- 1 警備機構
 - (1) 警報装置

警備対象物で発生した異常事態を受託者の事業所へ自動的に通報する機能を有する。

(2) 受託者の事業所

受託者は警備実施期間中、警報受信装置を中断なく監視するとともに、常に緊急要員との連絡を保持する。

(3) 緊急要員

常に受託者の事業所と連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備える。

2 警備開始時と終了時の取扱い

(1) 警備開始時における取扱い

(ア) 委託者における取扱い

委託者の最終退庁者は、施錠の際、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認し、設置したリモートセキュリティガードをON（警戒）の状態にセットする。

(イ) 受託者の事業所における取扱い

委託者の最終退庁者のリモートセキュリティガードの操作により、自動的に標示されるON（警戒）の信号を確認し警備を開始する。

(2) 警備終了時における取扱い

(ア) 委託者における取扱い

委託者の最初の入庁者は、入庁時に、設置したリモートセキュリティガードをOFF（解除）にセットする。

(イ) 受託者の事業所における取扱い

委託者の最初の入庁者のリモートセキュリティガードの操作により自動的に標示されるOFF（解除）の信号を確認し、警備を終了する。

3 警備実施時間中における委託者の入庁

原則として認めない。

ただし、真にやむを得ない場合のみ、次の要領により行う。

(1) 委託者の届け出の緊急連絡者は受託者に対し、警備中断の申し入れをなし、リモートセキュリティガードを操作した後、委託者の責任において処理するものとする。

(2) 委託者の臨時入庁中の警備は委託者の責任において実施する。

第9条 異常事態発生時における受託者の処置

- 1 警報受信装置により、委託者の警備対象物に異常事態が発生したことを確知したとき、受託者は緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確知するとともに事態の拡大防止にあたる。
- 2 警備対象物に到着した緊急要員は異常事態を確知後、事業所へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報するとともに、あらかじめ届け出のある委託者の当該緊急連絡先へ連絡する。

第10条 事故報告書の提出

警備実施時間中に事故が発生したときは、受託者は事故報告書を委託者の警備責任者に速やかに提出する。

第11条 警備記録報告書の提出

受託者は当該月における警備記録報告書を翌月の5日までに委託者に提出する。

第12条 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、委託者・受託者相互に預託する。委託者から受託者へは異常事態発生時の立入りのため庁舎出入口の合鍵を預託、受託者から委託者へはリモートセキュリティガード用のカードを預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重な取扱いと保管をなすものとする。

第13条 警報装置の保守点検

委託者に設置された警報装置の機能については、受託者は適宜保守点検を行なうものとし、点検の都度その状況を委託者へ報告するものとする。

第14条 委託者の緊急連絡者名簿の提出

- 1 委託者は受託者に対し、あらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。
- 2 緊急連絡者名に変更あるときは、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

第15条 その他

この警備計画書に定めのない実施上の事項については、その都度協議し文書にて取り決めるものとする。

防 犯 「 提 供 業 務 」

第1条 受託者の提供する防犯「提供業務」とは、契約対象物件に係る盗難・その他不良行為の予防又は早期発見、拡大防止の為の業務をいうものとする。

第2条 業務担当時間は以下のとおりとする。

| | | |
|---------------|---------|-------|
| 平 日 | 17:15～翌 | 08:30 |
| 土・日曜・休日及び甲の休日 | 08:30～翌 | 08:30 |

第3条 受託者の業務実施時間は前条に定める時間帯において、委託者から警報機器の作動開始（以下「セット」という）の信号を受託者の管制本部で受けた時から、委託者から警報機器の作動解除（以下「解除」という）の信号を受託者の管制本部で受けた時までとし、当該時間内に限り業務提供の責めに任ずるものとする。

2 委託者は警報機器をセットする時は、契約対象物件について、扉・窓等の施錠・残留者・潜伏者の有無その他異常の有無を点検し、異常のないことを確認した上でなければならない。

第4条 受託者は、警報機器により感知、送信された侵入異常情報を、その管制本部で受信した時は遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、異常事態の内容の確認を行い、必要と認めた時は遅滞なく電話にて110番通報し、警察に緊急出動の要請を行うとともに必要な措置をとる。

2 受託者は前項の業務遂行に際し、必要と認めた時は定められた順序に従って、委託者のいずれかの緊急連絡先に遅滞なく電話連絡し、現場確認の為の出動を要請するものとする。

第5条 緊急連絡先は別紙のとおりとする。

防犯「提供業務」 第5条委託者の緊急連絡先 別紙

1. 帯広運輸支局

| 順位 | 氏名 | 役職名 | 電話 | 所要時間 |
|----|----|-----|----|------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

2. 北見運輸支局

| 順位 | 氏名 | 役職名 | 電話 | 所要時間 |
|----|----|-----|----|------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

3. 旭川運輸支局

| 順位 | 氏名 | 役職名 | 電話 | 所要時間 |
|----|----|-----|----|------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

火 災 異 常 「 提 供 業 務 」

第1条 受託者の提供する火災異常「提供業務」とは、受託者の警報機器もしくは受託者が認めたシステムに結線した委託者の自動火災報知設備（以下「委託者の機器」と言う。）によって感知される、契約対象物件に係る火災異常の監視業務及び火災異常を受信した時における119番通報業務並びに緊急対処の業務をいうものとする。業務実施時間は終日とする。

第2条 受託者はその管制本部で火災異常情報を受信した時は、遅滞なく契約対象物件内の委託者の緊急連絡先に電話にて連絡し、火災発生と判断した時は直ちに電話にて119番通報し消防機関に緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を現場に急行させ必要な処置を執らせるものとする。

2 前項において、契約対象物件内の委託者の緊急連絡先に電話するも緊急連絡不能の場合は、受託者は遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認めた場合は電話にて119番通報し、消防機関に緊急出動を要請するものとし、緊急要員に必要な処置を執らせるものとする。

3 受託者が防犯「提供業務」を受託している場合で当該業務を実施している時間中に火災異常情報を受信した時は、受託者は遅滞なく緊急要員を現場に急行させ必要な処置を執らせるとともに、速やかに電話にて119番通報し、消防機関に緊急出動を要請するものとする。

4 受託者は前各号に定める業務遂行に際し、必要と認めた時は遅滞なく定められた順序に従って委託者のいずれかの緊急連絡先に連絡し、現場への出動を要請するものとする。

第3条 火災異常受信があった場合において、それが「委託者の機器」の作動による時は、委託者は速やかに「委託者の機器」を修理又は原状に復旧するものとする。この場合、委託者が「委託者の機器」を修理又は原状に復旧するまでの間は、受託者の業務提供は停止される。委託者は「委託者の機器」が修理又は原状に復旧された時は、文書をもって通知し、受託者は業務再開の可否を検討、判断し業務再開の処置をとるものとする。

第4条 委託者は「委託者の機器」の正常作動をすべて委託者の責任と費用負担において保持しなければならない。

2 委託者は前項の目的のために必要に応じて「委託者の機器」の保守点検を行うものとし受託者に対して事前に通知し、点検終了後直ちにその旨報告するものとする。

委託者は点検時「委託者の機器」の移報停止又は主ベル停止を行わないものとする。

3 委託者は「委託者の機器」に変更を加える時は、その翌日から起算して15日前までに受託者に通知するものとする。

委託者の任意の変更により発生したいかなる損害についても、一切その責めに任じないものとする。

4 「委託者の機器」に誤報が多発し、そのため受託者の業務提供に支障があると受託者が認めた時は、委託者は受託者の要求に基づき「委託者の機器」の改修・交換・保守業者の変更・その他正常作動保持の必要な措置を講ずるものとする。

5 委託者が前項の措置を講じない時は、その間受託者は業務提供を停止することができる。

6 受託者が緊急要員を出動させた場合において、その出動の原因が委託者（委託者の所属職員・その他委託者の責めに任ずべきものを含む。）の故意、過失による「委託者の機器」の誤作動その他委託者の責任による時は、委託者は出動1回につき金2,000円也の緊急出動料を受託者に支払うものとする。

第5条 消防隊出動時における消防隊による入口扉等の破壊損害については、委託者は受託者及び消防隊に対して損害賠償請求を一切行わないものとする。

第6条 委託者は「委託者の機器」のすべてについて、保守点検契約書の写しを受託者に提出しなければならない。保守点検契約を締結していない場合には、委託者は受託者の指定する保守業者と速やかに保守点検契約を締結し、当該保守契約書の写しを受託者に提出するものとする。

ただし、受託者が前記に準ずるものと認めた場合はこの限りではない。

第7条 本業務の委託に関し委託者が損害を被ったときには、受託者に対して損害賠償の責めに帰すべき事由及び受託者の責めに帰すべき損害の範囲を立証しなければならない。

第8条 「委託者の機器」及びシステム結線の条件は別紙のとおりとする。

第9条 委託者の緊急連絡先は別紙のとおりとする。

火災異常「提供業務」 第9条委託者の緊急連絡先 別紙2

1. 帯広運輸支局

| 順位 | 氏名 | 役職名 | 電話 | 所要時間 |
|----|----|-----|----|------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

2. 北見運輸支局

| 順位 | 氏名 | 役職名 | 電話 | 所要時間 |
|----|----|-----|----|------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

3. 旭川運輸支局

| 順位 | 氏名 | 役職名 | 電話 | 所要時間 |
|----|----|-----|----|------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

火災異常「提供業務」 第8条「委託者の機器」及びシステム結線の条件 別紙

1. 帯広運輸支局

| 設備・機器名 | 移報端子条件 | | | |
|--|------------|---------------|------------------|----|
| | 無電圧 | 有電圧の条件 | 停電対策 | 備考 |
| 自動火災報知設備 メーカー名 ナショナル製 型式番号 カジノンP型2級5回線 BV12551K | ○ Fb・Fc | AC V DC | 無 (有)10分) | |

2. 北見運輸支局

| 設備・機器名 | 移報端子条件 | | | |
|--|--------------------|-----------------|------------------|----|
| | 無電圧 | 有電圧の条件 | 停電対策 | 備考 |
| 自動火災報知設備 メーカー名 ニッタン製 型式番号 P型2級受信機 2PCD-3L | ○ F-F' (A接点) | AC 24V DC | 無 (有)60分) | |

3. 旭川運輸支局

| 設備・機器名 | 移報端子条件 | | | |
|--|---------------------|---------------|-----------------|----|
| | 無電圧 | 有電圧の条件 | 停電対策 | 備考 |
| 自動火災報知設備 メーカー名 能美防災工業(株)製 型式番号 建造物側 FCP219型 工場側 FAP220-H型 | ○ Fb・Fc Fb・Fc | AC V DC | 無 有(30分) | |